

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

成年後見人材育成研修（委託研修）（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

- 1. 研修目標**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

- 2. 日 時**
- 1日目 2019年 9月 7日（土） 9：30～17：40
 - 2日目 2019年10月12日（土） 9：45～17：15
 - 3日目 2019年11月 9日（土） 9：45～17：15
 - 4日目 2019年12月 7日（土） 9：45～16：15

- 3. 会 場** 名古屋市総合社会福祉会館（愛知県名古屋市北区清水4-17-1）

4. カリキュラム（予定） 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
- (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

- 5. 受講対象** 下記のいずれかの者で、「6. 受講要件」の全てを満たす者。
- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
 - (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

- 6. 受講要件**
- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
 - (2) 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - (3) カリキュラムの全課程を出席できる者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	愛知県社会福祉士会	30名
研修の対象となる指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	岐阜県社会福祉士会	20名
	静岡県社会福祉士会	
	三重県社会福祉士会	

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

- 8. 受講費** 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

9. 申 込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属社会福祉士会の事務局に、郵便または、FAXにてお申込ください。（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）
- ◆申込先 所属社会福祉士会事務局です。
- ◆申込期間 5月13日（月）～6月6日（木）郵便は消印有効、FAXは必着
※ただし、定員となり次第締め切ります。
10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- ①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
- ②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
- ③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。
- ※受講者が多い場合、各社会福祉士会の定員および各社会福祉士会の申込者の人数の割合をもとに主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議により受講者を決定します。
11. 受講可否の連絡等
- ・受講可否は、6月下旬頃に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
 - ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
 - ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。
12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・面接授業の出席が100%であること
 - ・事前課題を提出すること
 - ・修了評価で一定の水準を満たすこと
13. 研修単位について
- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
- 認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
- 単位数：2単位
- 認証番号：20160004
- 注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。
13. 主 催 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター
- 主 管 一般社団法人愛知県社会福祉士会

【申込に関するお問合せ】 ※所属社会福祉士会の事務局へお願いします。

- | | |
|--|--|
| ●愛知県 TEL：052-202-3155 FAX：052-202-3006 | ●岐阜県 TEL：058-277-7216 FAX：058-277-7217 |
| E-mail：acsw@aichi.email.ne.jp | E-mail：csw-gifu@polka.ocn.ne.jp |
| ●静岡県 TEL：054-252-9877 FAX：054-252-0016 | ●三重県 TEL・FAX：059-228-6008 |
| E-mail：shizuokacsw@yr.tnc.ne.jp | E-mail：spnz4bd9@wine.ocn.ne.jp |

【研修内容に関するお問合せ】

- 一般社団法人愛知県社会福祉士会 事務局
〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館南館1階
TEL：052-202-3155 FAX：052-202-3006 E-mail：acsw@aichi.email.ne.jp

成年後見人材育成研修 標準カリキュラム

使用テキスト ①『権利擁護と成年後見実践』(メインテキスト) ②『後見六法』 ③『専門職後見人と身上監護』
④『成年後見実務マニュアル』 ⑤参考資料集等

出欠	研修日	時間	課目	課目の目標	時間(分)	講師	使用テキスト				
							①	②	③	④	⑤
	9/7 (土)	10:10 ～ 12:20	1 成年後見制度の解説	1 成年後見制度が成立した背景及び制度の趣旨と理念を理解する。 2 法定後見制度と任意後見制度の概要を理解する。 3 成年後見制度の周辺にある制度を理解する。 4 弁護士や司法書士等の専門職との連携について理解する。	120	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○	○		○
		13:20 ～ 14:20	2 成年後見活動における判断能力のとらえ方	1 成年後見制度における診断書、鑑定書について理解する。 2 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等を理解するために必要な医学的知識を修得する。	60	医師	○	○			
		14:30 ～ 17:40	3 社会福祉士と成年後見～権利擁護の視点から	1 社会福祉士の専門性を活かした権利擁護の視点を理解する。 2 権利擁護の諸制度や成年後見制度の課題と最新動向を理解する。	180	社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者	○	○	○		○
	10/12 (土)	9:45 ～ 11:55	4 財産法の基礎	成年後見制度活用のための財産法の基礎的知識を修得する。	120	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○			
		12:55 ～ 14:25	5 財産管理のための知識	1 成年後見制度活用のための財産管理の基本的事項を理解する。 2 財産管理に必要な具体的方法に関する知識を修得する。	90	成年後見実務に精通した弁護士、司法書士	○	○		○	○
		14:35 ～ 15:35	6 後見事務の実際1	具体的事例を通して、財産管理の方法を理解する	60	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目5担当講師等	○	○		○	
		15:45 ～ 17:15	7 家庭裁判所の実務の理解	1 家裁における後見担当部局の概要(裁判官、調査官、書記官それぞれの役割)を理解する。 2 家裁における家事審判手続きについて理解する。 3 不正防止への取り組み(監督人の選任、後見支援信託)について理解する。	90	裁判官、家裁職員(元職含む)	○	○			○
	11/9 (土)	9:45 ～ 11:55	8 家族法の基礎	1 成年後見制度活用に必要な親族法の基礎知識を修得する。 2 成年後見制度活用に必要な相続法の基礎知識を修得する。	120	成年後見実務に精通した弁護士、有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)	○	○			
		12:55 ～ 15:35	9 身上監護のための知識	1 身上監護とされる項目を修得する。 2 成年後見制度活用上の留意点に配慮できるようになる。 3 権利侵害に対抗できる手続きを理解する。	150	成年後見実務に精通した有識者(課目の内容を専門にしている大学(大学院・短大・専門学校を含む)の教員)、社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人候補者名簿登録者	○	○	○	○	○
		15:45 ～ 17:15	10 後見事務の実際2	具体的な活動事例を通して身上監護の方法を理解する	90	報告者:社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録者 解説者:課目9担当講師等	○	○	○	○	○

↑ 出席される科目に○印を記入してください

↑ 出席される科目に○印を記入してください